

～不法就労防止のために～

- 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者による労働

例) 密入国した人やオーバーステイの人が働くこと

2 出入国在留管理庁の許可のない労働

例) 観光や知人宅訪問の目的で入国した人が働くこと

例) 留学生が許可を受けずに働くこと

3 出入国在留管理庁の認める範囲を超えた労働

例) 料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場等で働くこと

check

✓ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした者

「不法就労助長罪」(3年以下の拘禁刑、300万円以下の罰金)

※ 外国人を雇用する際は、在留カード等により在留資格や在留期間を確認しましょう。不法就労だと知らなかつたことを理由に処罰を免れることはできません。

✓ 職業安定所へ外国人の雇用又は離職について届出をしなかったり、虚偽の届出をした者

「労働施策総合推進法違反」(30万円以下の罰金)



広報

あやめの郷

明科交番
大沢玄武
TEL 62-2045



性犯罪被害、ひとりで抱え込まないで

被害にあったこと、
誰にも知られたくない…

誰にも話せない…



☆「性犯罪被害ダイヤルサポート110」
→「0120-037-555」

☆ブツシユ回線 →「#8103(ハートさん)」

※24時間対応

※警察官等が対応

(可能な限り相談者の希望する
性別の警察官等が対応)

※匿名でも相談可能



覚醒剤や大麻などの薬物乱用・密売への関与は絶対にやめましょう！！

覚醒剤、大麻、麻薬、危険ドラッグなどの薬物に関する情報提供や相談は、

長野県警察本部 組織犯罪対策課

代表電話 026-233-0110

又は最寄りの警察署・交番までご連絡ください。

